

パソコン等一式賃貸借 仕様書

1 目的

R P A対象業務の増大に伴い、R P A実行用端末を調達する。

2 調達内容

(1) 賃貸借物件

主な調達物品及び数量は次のとおりとする。詳細な機器の仕様及びソフトウェアライセンスは別紙1「機器仕様」のとおりとする。

ア パソコン

	調達物件	数量
1	超小型パソコン	5台

イ ソフトウェアライセンス

	調達物件	数量
1	Microsoft Office Professional 2019 (日本語版)	5
2	WindowsServerDeviceCAL2019	5
3	JUST Government 4 JL-Government	5

(2) 調達方法

賃貸借とする。

(3) 賃貸借期間

令和3年1月1日から令和7年12月31日まで(60か月、各月均等払い)

(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)

なお、賃貸借期間満了の1月前までに発注者が再賃貸借を申し出た場合は、賃貸期間満了後1年間以上の再賃貸借が可能であること。また、その際の月額賃貸料は、「月額賃貸料(保証に係る費用を除く)の10分の1以下の額」とすること。

3 契約金額の支払

賃貸料は、入札金額を履行月数で除して得た金額(月額)を当月の履行期間終了後、適正な請求書を受領して30日以内に支払う。なお、月額に端数が生じる場合は、最終支払月分(令和7年12月分)で調整する。

4 搬入等

賃貸物件は、「5 搬入期限」までに廿日市市総務部情報推進課（廿日市市役所3階）に搬入すること。

搬入日、搬入作業の方法については、情報推進課と協議うえ決定すること。

5 搬入期限

令和2年12月25日（金曜日）

6 納品物等

(1) 契約日

ア 賃貸借物件一覧（型名明記）

(2) 契約締結後

ア 体制表（納品後の連絡先を含む）

(3) 搬入前

ア 賃貸借物件に関する取扱説明書（写しでも可）

イ 賃貸借物件に関する保証書（写しでも可）

ウ ソフトウェアの使用許諾証書（公共機関向けのライセンスの場合は発注者名義のもの。それ以外は写しでも可。）

エ 納品物件一覧

(4) 賃貸借開始後

ア 修理等時の作業報告書（保証の作業時）

イ データ消去作業証明書（返却時）

ウ 再セットアップ用メディア及び手順書

展開用に作成したマスターPCのイメージは、再セットアップ時も使用するため、光ディスク媒体に収録（正副、計2部）し提出すること。なお、別紙1に掲げるソフトウェア以外を用いた場合は、そのライセンスを含むこと。また、再セットアップ手順（マスターPCイメージの再作成手順を含む）も編集可能な電子データで提出すること。

7 ソフトウェアライセンス契約及び保証書

(1) 今回新たに調達するソフトウェアのライセンス費用は、本調達に含めること。

(2) 今回新たに調達するソフトウェアライセンス契約について、市に代わり必要な登録作業等を行うこと。

8 設定作業

本調達には、別紙1（2 主な設定項目）に示す作業を含むものとする。

本調達パソコンの設定にあたっては、設定漏れがないよう、マスターとなるPCを作成し、複製する手法を用いて設定を行うこと。具体的な手法は指定しないが、別紙1に掲げるソフトウェア以外が必要となった場合は、受注者で用意すること。

なお、マスターとなるPCの設定を市に依頼する場合は、本調達品の製品に合わせた最善の設定をしたうえで、15日以上の作業期間を確保すること。

9 賃貸借期間終了後について

(1) 賃貸借期間が満了したとき（再賃貸借契約を締結した場合は、当該再賃貸借契約の賃貸借期間が満了したとき）は、受注者は、発注者職員の立ち会いのもと、速やかに機器の記憶装置に残るデータを上書き等の方法で消去（ただし、データ消去が不可能な場合は、物理的破壊）し、完全に判読不能な状態にしたうえで撤去すること。

(2) 内臓ハードディスク等の消去作業実施後は、速やかに、当該記憶媒体の製造番号等を記したデータ消去作業報告書を提出すること。

(3) データ消去及び機器撤去に係る一切の経費は、受注者の負担とする。

10 瑕疵担保責任及び保証

(1) 発注者は、機器に隠れた瑕疵を発見したときは、その事実を知った日から1年以内
に限り、受注者に対して損害賠償を請求することができる。

(2) 担当課職員の検査終了後、賃貸借期間満了までの間、明らかに利用者の重過失と判断される以外の故障及び異常については、別紙1に記載する保証を行うものとする。

11 保険

本契約期間中、受注者の負担により動産総合保険を付保するものとする。この保険は移動中の事故も含め、「火災」、「自然災害（地震および噴火を除く）」、「盗難」、「落下・衝突・接触・漏水等の偶発的事故」による損害を担保するものとする。

12 公租公課

賃貸借期間中の公租公課については、受注者の負担とする。

13 権利義務の譲渡禁止

この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、もしくは承継させ、又はその権利を担保に供することはできない。

1 4 その他

- (1) 賃貸借物件のパソコンに対して、賃借人が別途用意するソフトウェアをインストールすることがある。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、賃借人と賃貸人とは協議して定めるものとする。
- (3) 契約の履行上の疑義については、賃借人と賃貸人とは協力して解決すること。